

中期目標原案・中期計画案一覧表

(法人番号 84)

(大学名) 総合研究大学院大学

中期目標原案	中期計画案
<p>(前文)大学の基本的な目標 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第30条の規定により、国立大学法人総合研究大学院大学が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定める。 総合研究大学院大学(以下「本学」という。)は、人文・理工にわたる多数の基礎学術分野につき、機構等法人(大学共同利用機関法人及び独立行政法人宇宙航空研究開発機構をいい、経過措置として旧独立行政法人メディア教育開発センターの権利及び義務を承継する放送大学学園を含む。以下同じ。)が各地に設置する大学の共同利用の研究所その他の機関(以下「基盤機関」という。)において、各施設の研究環境を最大限に生かした博士課程教育を総合的に統括実施し、学融合による新学問分野の創出・発展を図りつつ、国際的に通用する高度の研究的資質とともに広い視野を備えた人材の育成を目指す。 なお、本学の独特な大学院教育制度は、国立大学法人法及び法人間協定に基づき、機構等法人間との緊密な関係及び協力の下に行われる。</p>	
<p>◆ 中期目標の期間及び教育研究組織</p> <p>1 中期目標の期間 本学の中期目標の期間(第2期)は、平成22年4月1日から平成28年3月31日までの6年間とする。</p> <p>2 教育研究組織 この中期目標を達成するため、文化科学研究科、物理科学研究科、高エネルギー加速器科学研究科、複合科学研究科、生命科学科、先導科学研究科を置く。</p>	<p>国立大学法人法(平成15年法律第112号)第31条の規定により、国立大学法人総合研究大学院大学が中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を定める。 総合研究大学院大学(以下「本学」という。)は、機構等法人(大学共同利用機関法人及び独立行政法人宇宙航空研究開発機構をいい、経過措置として旧独立行政法人メディア教育開発センターの権利及び義務を承継する放送大学学園を含む。以下同じ。)が各地に設置する大学の共同利用の研究所その他の機関(以下「基盤機関」という。)との緊密な関係及び協力の下に、以下の中期計画に基づき業務を行う。なお、本学は、機構等法人と締結した関係協力に関する協定により大学院教育を実施する。</p>

<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>(1)教育内容及び教育の成果等に関する目標</p> <p>○ 本学が研究科の専攻を置く基盤機関の優れた人的・研究的環境を活用して博士課程教育を行い、高度の研究的資質、広い視野及び国際的通用性を兼ね備えた一流の研究者を育成し、質の高い学位取得者を社会に送り出すことを目標とする。</p>	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1)教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <p>○ 本学が研究科の専攻を置く基盤機関の優れた人的・研究的環境を活用して博士課程教育を行い、高度の研究的資質、広い視野及び国際的通用性を兼ね備えた一流の研究者を育成し、質の高い学位取得者を社会に送り出すために、次の措置を講ずる。</p> <p>①高度の専門性を養成するために、専攻を置く基盤機関の研究現場において教育を実施</p> <p>②高い学位水準を保証するために、学位取得にいたるプロセス管理プログラムを実施</p> <p>③広い視野を養成するために、専攻及び研究科の枠を越えた教育研究活動を実施</p> <p>④国際的通用性を養うために、基盤機関の持つ国際的研究センターとしての環境の活用や全学共同教育研究活動を中心とした国際性養成プログラムを実施</p> <p>⑤修了生の追跡調査を実施し、学術交流ネットワークを充実</p>
--	---

<p>○ 基盤機関の特性・個性を最大限に発揮した教育を行い、高度の専門性と広い視野及び以下に掲げる総合性を修得させる。専攻や研究科を横断する教育研究活動を行うための教育体制の整備を行う。</p> <p>①学生の所属する専攻が有する高い専門性と総合性 ②専攻間の分野を横断し、新たな学問領域の開拓にもつなげる科学の総合性 ③社会が抱える今日的な重要問題を視野に入れることができるような人間の総合性</p> <p>○ 学位水準に即したアドミッションポリシーに基づき、厳正な入学者選抜を実施する。</p> <p>○ 高い教員対学生比率を生かし、学生の資質及び能力等に応じた教育研究指導を行う。</p>	<p>○ 基盤機関の特性・個性を最大限に発揮した教育を行い、高度の専門性と総合性を修得させるとともに、専攻や研究科を横断する教育研究活動を行い得る教育体制を整備するために、次の措置を講ずる。</p> <p>①専門の総合性:各専攻が有する専門領域の広さと深さと国際性に基づく、各専攻独自の特色あるカリキュラムを体系的に編成 ②科学の総合性:専攻間でのカリキュラムの共有や専攻をまたがる教育研究事業を実施 ③人間の総合性:全学的な学融合教育研究活動を実施</p> <p>○ 学位水準に即したアドミッションポリシーに基づき、厳正な入学者選抜を実施するため、次の措置を講ずる。</p> <p>①専攻毎の学位水準に即したアドミッションポリシーの明示と、それに基づいた厳正な入学者選抜を実施 ②社会人・留学生を含む多様な入学志願者の入学機会を保證するために、秋期入学選抜を継続実施</p> <p>○ 高い教員対学生数比率を生かし、学生の資質及び能力等に応じた教育研究指導を行うために、次の措置を講ずる。</p> <p>①指導教員による個別指導と専攻全体による集団指導を協調的に実施 ②学生の意見を踏まえた教育研究指導を実施 ③学生が企画立案する事業を奨励し、リーダーシップ、コミュニケーション能力を養成 ④インターネットを利用した補完授業を実施</p>
---	--

<p>(2)教育の実施体制等に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機構等法人や基盤機関との密接な連携協力体制を構築する。 ○ 専攻間の連携による教育研究活動を行うための体制を整備する。 ○ 弾力的な教育実施体制を充実する。 ○ 教育研究のための図書環境を整備するとともに、附属図書館における学術情報の継承機能を充実する。 	<p>(2)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機構等法人や基盤機関との密接な連携協力体制を構築するため、次の措置を講ずる。 <ul style="list-style-type: none"> ①学長と各機構等法人の長との意見交換を定期的実施 ②本部役職員の基盤機関訪問により教員・学生との意見交換を実施 ③連携協力協定に基づき総研大担当教員、専攻長、研究科長等を適正配置 ④連携協力協定に基づき基盤機関施設・設備を有効利用 ○ 専攻間の連携による教育研究活動を行うための体制を整備するため、次の措置を講ずる。 <ul style="list-style-type: none"> ①専攻間を跨ぐ教育研究活動の支援と推進 ②専攻間の兼任教員制度の活用 ③学融合推進センターなど全学共同教育研究施設を中心とした全学教育研究プロジェクトの企画と実施並びに拠点としての学融合推進センターの施設の拡充 ○ 課程制博士課程の実質化を図るため、学生の実状を反映した弾力的な教育実施体制に関する制度的な検討を進める。 ○ 教育研究のための図書環境を整備するとともに、附属図書館における学術情報の継承機能を充実するため、次の措置を講ずる。 <ul style="list-style-type: none"> ①電子ジャーナルの購読及び冊子体図書の拡充 ②学術コンテンツの電子化、蓄積、共有、活用の推進
	<p>◎特記事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 【1】 本学の教育は日常的には本学の専攻を置く基盤機関の研究現場において、それぞれの特徴を生かして分散的に行われており、大学本部及び基盤機関間相互の緊密な関係の下に実施体制・教育研究環境の維持・改善が行われる。 【2】 研究科の教育組織としての実体化と効率化を図るため、各専攻の独自性を重んじつつも、研究科長を介した階層的な教育運営組織を整備する。

<p>(3)学生への支援に関する目標</p> <p>○ 基盤機関と連携し教育、生活、就職などの学生支援を促進する。</p>	<p>(3)学生への支援に関する目標を達成するための措置</p> <p>○ 基盤機関と連携し教育、生活、就職などの学生支援を促進するため、次の措置を講ずる。</p> <p>①教育研究環境の点検と必要に応じた整備 ②学術交流ネットワークの整備を進め、就職支援に活用 ③特に優れた学生に対する顕彰及び経済支援の措置 ④多様な学生相談窓口を設置</p>
<p>2 研究に関する目標</p> <p>(1)研究水準及び研究の成果等に関する目標</p> <p>○ 基盤機関で行われている世界的水準にある研究を基礎に、学生の研究水準の維持・向上を図る。</p> <p>○ 学融合による学際的で先導的な学問分野の開拓を進めるため、全学共同教育研究活動を推進する。</p> <p>(2)研究実施体制等の整備に関する目標</p> <p>○ 学生の研究環境を整備するとともに、研究成果を公表する機会を充実させる。</p>	<p>2 研究に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1)研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <p>○ 学生の研究水準の維持向上を図るため、研究活動を促進・奨励する措置を進め、研究活動の過程において適切な発表・意見交換の場を設ける。</p> <p>○ 学融合による学際的で先導的な学問分野の開拓を進めるため、学際的分野、専攻横断的分野など、学融合推進センターを中心とした学融合を目指した新領域研究プロジェクトを推進する。</p> <p>(2)研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置</p> <p>○ 学生の研究環境を整備するとともに、研究成果を公表する機会を充実させるために、次の措置を講ずる。</p> <p>①基盤機関が有する施設・設備の有効利用 ②学生の学会等における積極的な研究成果発表を奨励 ③学生の研究論文に対する出版費補助</p>

<p>○ 大学院教育を通じて基盤機関における基礎研究の活性化を目指す。</p> <p>○ 全学共同教育研究活動を戦略的に実施し、効率的な運営を推進する体制を構築する。</p>	<p>○ 大学院教育を通じて基盤機関における基礎研究の活性化を目指すために、次の措置を講ずる。</p> <p>① 広い視野を持った研究者を育て、新しい発想や学際的領域の拡大を推進</p> <p>② 全学共同教育研究活動への教員・学生の参加推進</p> <p>③ 学融合推進センターによる、学生、研究生、女性研究者を対象とした支援事業の推進</p> <p>○ 全学共同教育研究活動を戦略的に実施し、効率的な運営を推進する体制を構築するため、学融合推進センターなど全学共同教育研究施設を中心に、全学共同教育研究活動を戦略的に実施、開放的かつ効率的な運営を行うとともに、その拠点である学融合推進センターの施設の拡充を進めることにより、学際的研究交流を促進する。</p>
	<p>◎特記事項</p> <p>【1】 本学教員の主要部分は本学の専攻を置く基盤機関における研究が本務であることから、その研究部分については基盤機関の活動と見なされる。</p> <p>【2】 本学の研究科ならびに全学共同教育研究活動は、機構等法人間及び基盤機関間の研究上の関係協力を促進する役割を果たす。</p>

3 その他の目標

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標

- 社会的に重要な問題に対して戦略的な基礎研究を展開し、その成果を社会に分かり易く伝えることにより、社会への成果の還元を行う。

(2) 国際化に関する目標

- 各専攻の有する学術的な国際性や大学本部が位置する湘南国際村の環境を活用し、国際交流の充実を図るとともに、学生が世界的なレベルで国内外で活躍するための国際的通用性を涵養する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

- 社会的に重要な問題に対して戦略的な基礎研究を展開し、その成果を社会に分かり易く伝えることにより、社会への成果の還元を図るため、次の措置を講ずる。
 - ① 総研大合同フォーラム「未来ある人類社会の構築」を定期的開催
 - ② 教育研究成果に関する一般・小中高生向け公開講演会等を実施
 - ③ 地域と連携した男女共同参画事業の企画と実施

(2) 国際化に関する目標を達成するための措置

- 各専攻の有する学術的な国際性や大学本部が位置する湘南国際村の環境を活用し、国際交流の充実を図るとともに、学生が世界的なレベルで国内外で活躍するための国際的通用性を涵養するため、次の措置を講ずる。
 - ① 基盤機関のもつ国際的研究センターとしての環境を活用するとともに、全学共同教育研究活動として国際的通用性養成プログラムを実施
 - ② 入学希望者を国内外から広く募集するとともに、英語による講義・指導等留学生の受入に必要な体制の整備・維持
 - ③ JSPS(独立行政法人日本学術振興会)サマー・プログラムの受入実施及び、その参加者と本学学生との国際交流促進

<p>Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>1 組織運営の改善に関する目標</p> <p>○ 学長の適切なリーダーシップの発揮と、大学全体としての全学的かつ戦略的な事業の推進を図るため、学外者の積極的な活用や、監査機能の充実を念頭に置きつつ、法人、大学、研究科及び専攻運営において、戦略的かつ機動的な運用を行うとともに、全学的視点での資源配分に必要な改善を進める。</p> <p>○ 教職員の意識改革を進める。</p> <p>○ 社会の要請や学問分野の変遷等を踏まえ、教育研究体制の検証を行う。</p>	<p>Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>○ 学長の適切なリーダーシップの発揮と、大学全体としての全学的かつ戦略的な事業の推進を図るため、法人、大学、研究科及び専攻運営において、戦略的かつ機動的な運用を行うとともに、全学的視点での資源配分に必要な改善を進めるため、次の措置を講ずる。</p> <p>①学長の適切なリーダーシップを発揮するため、必要に応じ学長の補佐に必要な人員を配置するとともに、学長裁量経費をはじめ全学的観点からの資源配分を充実</p> <p>②役員会、経営協議会、教育研究評議会及び運営会議等において、戦略的かつ機動的な審議に必要な運用を実施</p> <p>③戦略的かつ機動的な研究科運営を行うため、機構等法人及び基盤機関の運営と関係しつつ、各会議の役割を念頭に置いた、適切な運用・連携方を推進</p> <p>④監事監査及び内部監査を活かし、業務運営の改善サイクルを整備</p> <p>○ 大学の高等教育における高い公共性に鑑み、教職員の意識改革を進めるための仕組みを整備・実施する。</p> <p>◎特記事項 本学全体の運営は、大学本部と基盤機関との緊密な関係及び協力の下に行われており、各専攻毎に教職員の協働により教育現場固有の運営体制の見直し改善が行われる。</p> <p>○ 5年一貫制の進行や社会の要請、学問分野の変遷及び新しい学問領域への対応等を踏まえ、教育研究体制(実施状況)の検証を行い、必要な対策を進める。</p>
--	--

<p>2 事務等の効率化・合理化に関する目標</p> <p>○ 基盤機関との連携協力を前提に大学事務局体制の整備や事務の効率化・合理化を推進する。</p>	<p>2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</p> <p>○ 基盤機関と連携協力を前提に、大学事務局体制の整備を行うとともに、事務の合理化を推進するために、次の措置を講ずる。</p> <p>①事務の効率化・合理化に必要な点検及び改善策の実施 ②本部事務、専攻事務、機構等法人事務の役割分担を明確にし、必要な改善を行うとともに、基盤事務職員との情報交換や人事交流等の体制を整備</p>
<p>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金、寄付金その他自己収入の増加に関する目標</p> <p>○ 科学研究費補助金をはじめ競争的外部教育研究資金の獲得を積極的に進める。</p>	<p>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 外部研究資金、寄付金その他自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <p>○ 競争的外部教育研究資金等の獲得を積極的に進めるため、次の措置を講ずる。</p> <p>①より良い申請に向けた準備・検討体制の充実 ②専攻の教育研究や学融合推進センター研究プロジェクトの成果を活かした外部教育研究資金獲得に向けた積極的な取り組み ③研究助成データベースの充実</p>
	<p>◎特記事項 本学教員のほとんどは機構等法人の基盤機関に研究本拠を持つため、外部資金の多くは機構等法人として獲得される。</p>

<p>2 経費の抑制に関する目標</p> <p>(1)人件費の削減に関する目標</p> <p>○ 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</p> <p>(2)人件費以外の経費の削減に関する目標</p> <p>○ 経費の抑制を進めるため、効率的かつ弾力的な予算編成と、きめ細かな執行管理を進める。</p>	<p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1)人件費の削減に関する目標を達成するための措置</p> <p>○ 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員の準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間に於いて、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</p> <p>(2)人件費以外の経費の削減に関する目標を達成するための措置</p> <p>○ 経費の抑制を進めるため、予算編成において戦略的な方針の策定及び査定を行うとともに、セグメント管理等きめ細かな経費の執行管理を的確に予算へ反映させる。</p>
<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標</p> <p>○ 資産の効果的・効率的かつ安全な運用管理を図る。</p>	<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>○ 資産の効果的・効率的かつ安全な運用管理を図るため、マスタープランに基づいた資産の適切な管理体制を構築するとともに、余裕金に関しては、安全な金融機関及び郵便貯金において管理する。</p>
<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>1 評価の充実に関する目標</p> <p>○ 大学の継続的な質的向上を目指し、評価システムを充実するとともに、評価結果の大学運営への活用を図る。</p>	<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</p> <p>○ 評価システムの充実及び評価結果の大学運営への活用を図るため、次の措置を講ずる。</p> <p>①基盤機関との関係に基づいた評価体制を整備</p> <p>②評価を活かす改善体制を整備</p>

	<p>◎特記事項 基盤機関に所属する教員の評価及び基盤機関の研究面の評価は基盤機関において独立して行われる。</p>
<p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標</p> <p>○ 全学的な広報体制を確立し、積極的な情報公開を進める。</p>	<p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置</p> <p>○ 全学的な広報体制を確立し、積極的な情報公開を進めるため、次の措置を講ずる。 ①教育研究内容や成果を積極的に公開 ②基盤機関と連携した広報活動の展開及び大学本部における広報体制の充実 ③アーカイブの組織的整備</p>
<p>V その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標</p> <p>○ 葉山キャンパスにおいては、環境安全協定を遵守しつつ整備計画を策定し、施設の有効利用を図る。</p>	<p>V その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置</p> <p>○ 葉山キャンパスにおいて、環境安全協定を遵守しつつ、整備計画を策定し、施設の有効利用を図るため、次の措置を講ずる。 ①環境安全協定を遵守しつつ、施設・設備マネジメント委員会による、マスタープランに基づき、既存施設の有効利用を促進 ②葉山環境憲章の制定と遵守 ③省エネルギーや地球温暖化対策等の計画的取組を推進 ④学内予算による学融合推進センター棟の施設整備</p>

<p>2 安全管理に関する目標</p> <p>○ 災害、事故等、突発的事態に対応できるための危機管理体制を確立する。</p> <p>○ 教職員の健康管理の充実を図る。</p>	<p>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</p> <p>○ 災害、事故等、突発的事態に対応できるための危機管理体制を確立するため、次の措置を講ずる。 ①安否確認等のための緊急連絡体制を、基盤機関との協力の下に確立 ②迅速な対策本部の設置や事象対処を行うために必要な平常時からの準備</p> <p>○ 教職員の健康管理の充実を図るため、次の措置を講ずる。 ①安全衛生委員会の活用等による職場環境の改善・維持 ②職員の勤務時間の適正管理</p>
	<p>◎特記事項</p> <p>本学の日常的な教育は基盤機関で行われているため、各専攻ではその施設整備並びに安全管理計画を本学の基盤として必要かつ十分なものとなるように努めている。</p>
<p>3 法令遵守に関する目標</p> <p>○ 本学が公的な高等教育機関であることを自覚し、全ての構成員が社会的行為規範を遵守し自己研鑽に努める。</p> <p>○ 情報管理の徹底を図るため、情報セキュリティを高める。</p>	<p>3 法令遵守に関する目標を達成するための措置</p> <p>○ 全ての構成員が公的高等教育機関であることを自覚し、社会的行為規範を遵守し自己研鑽に努めるため、次の措置を講ずる。 ①倫理綱領の徹底周知 ②研究費等の不正使用を防止するため、毎年度不正使用防止計画を策定し、計画に基づき、学内への適切な周知・計画の遵守 ③個人情報の保護を進めるため、学内への適切な周知・保護体制の遵守</p> <p>○ 情報セキュリティを高めるため、情報セキュリティポリシーの不断の見直しとポリシーに則した運用・改善を行う。</p>

別 表 研究科 文化科学研究科 物理科学研究科 高エネルギー加速器科学研究科 複合科学研究科 生命科学研究所 先導科学研究科	VI 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画 別紙参照
	VII 短期借入金の限度額 1 短期借入金の限度額 5億円 2 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。
	VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 ○ 計画はなし
	IX 剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。
	X その他 1. 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財源
学融合推進センター棟、 小規模改修	総額230	前中期目標期間繰越積立金(170) 国立大学財務・経営センター施設費交付金(60)

(注1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽化度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について平成22年度以降は平成21年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2. 人事に関する計画

- ① 計画的な採用を行いつつ、職務の特性に応じて、有期契約職員を活用する。
 - ② 関係機関との間で人事交流を行い、多様な人材を確保する。
 - ③ 職員の能力の向上を図るため、研修事業の活用を図る。
- (参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 4,000百万円(退職手当は除く)

3. 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担はない。

4. 積立金の使途

- 前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源を充てる。
 - ① 学融合推進センター棟整備事業に係る施設設備整備費の一部
 - ② その他教育、研究に係る業務及び附帯業務

(別表) 研究科の収容定員

年度	研究科(課程)	収容定員
平成 22 年度	文化科学研究科(博士課程)	48人
	物理科学研究科(博士課程)	95人
	高エネルギー加速器科学研究科(博士課程)	45人
	複合科学研究科(博士課程)	70人
	生命科学研究科(博士課程)	99人
	先導科学研究科(博士課程)	23人
	計	380人
平成 23 年度	文化科学研究科(博士課程)	45人
	物理科学研究科(博士課程)	95人
	高エネルギー加速器科学研究科(博士課程)	45人
	複合科学研究科(博士課程)	70人
	生命科学研究科(博士課程)	99人
	先導科学研究科(博士課程)	28人
	計	382人
平成 24 年度	文化科学研究科(博士課程)	45人
	物理科学研究科(博士課程)	95人
	高エネルギー加速器科学研究科(博士課程)	45人
	複合科学研究科(博士課程)	70人
	生命科学研究科(博士課程)	99人
	先導科学研究科(博士課程)	28人
	計	382人
平成 25 年度	文化科学研究科(博士課程)	45人
	物理科学研究科(博士課程)	95人
	高エネルギー加速器科学研究科(博士課程)	45人
	複合科学研究科(博士課程)	70人
	生命科学研究科(博士課程)	99人
	先導科学研究科(博士課程)	28人
	計	382人
平成 26 年度	文化科学研究科(博士課程)	45人
	物理科学研究科(博士課程)	95人
	高エネルギー加速器科学研究科(博士課程)	45人
	複合科学研究科(博士課程)	70人
	生命科学研究科(博士課程)	99人
	先導科学研究科(博士課程)	28人
	計	382人
平成 27 年度	文化科学研究科(博士課程)	45人
	物理科学研究科(博士課程)	95人
	高エネルギー加速器科学研究科(博士課程)	45人
	複合科学研究科(博士課程)	70人
	生命科学研究科(博士課程)	99人
	先導科学研究科(博士課程)	28人
	計	382人